長久手市里山プラン

平成 28 年 3 月

長久手市

もくじ

１　プラン策定の趣旨 ―― 1
２　プランの位置づけと期間
（１）プランの位置づけ ―― 2
（２）里山の定義 ―― 3
（３）プランの計画期間 ―― 3
３　本市の里山の現状
（１）里山の位置 ―― 4
（２）各地区の特性 ―― 5
４　里山における課題 ―― 7
５　目指すべき里山の姿 ―― 9
６　基本方針 ―― 10
７　地区別の活動方針 ―― 12
８　保全・活用方策と整備
（１）里山の保全方策 ―― 14
（２）里山の活用方策 ―― 16
（３）里山の整備 ―― 18
９　新たな体制づくりと管理・運営
（１）新たな体制づくり ―― 20
（２）管理・運営の仕組みづくり ―― 23
１０　情報の共有と発信 ―― 24
１１　先行モデル地区と試行エリア
（１）長湫南部ほとぎの里緑地の里山保全管理計画（先行モデル） ―― 26
（２）平成こども塾周辺「木望の森」の整備計画（試行エリア） ―― 28
１２　今後のスケジュール ―― 33

資料編
資料１　山林所有者アンケート結果 ―― 35
資料２　里山プランの策定経過 ―― 38
資料３　市民及び職員ワークショップメンバー ―― 40
資料４　保全緑地制度 ―― 41

1．プラン策定の趣旨

長久手市（以下、「本市」という。）では、土地区画整理事業などにより市街化が進んでいるが、主に東部丘陵や長湫南部土地区画整理事業地区内には、貴重な緑が残されている。

東部丘陵は、かつては、里山として日頃から手入れされることで成り立っていたものであり、多種多様な生物も生息していた。しかし、高度経済成長期以降、生活様式の変化などにより手入れが行き届かず、放置された状態となっている。

昭和 44 年の都市計画法の施行前には、市街化調整区域内の土地を「既存宅地」とするために山林が分譲されるケースなどが相次いだものの、それらの土地については、現在まで宅地開発が進まず、山林として残されている地域も多くみられる。

また、相続などで遺産分割されて土地所有者が複雑化したり、相続登記がされず所有者不明のケースも多い。

このように手入れや管理が行き届かず放置された山林においては、廃棄物の不法投棄、倒木に伴う周辺への損害、保水力の低下による災害発生への危険性、各種犯罪発生につながる可能性など、周辺地域への悪影響が懸念されており、全国的にも社会問題となりつつある。

そのため、これらの山林を適切に管理できるような仕組みを整え、里山を保全・活用し、今以上に市民が快適、安全に生活できるようにしていくことが求められている。

本プランでは、平成 28 年度から、市民主体による里山の保全・活用の取組みを本格化させるにあたり、山林所有者への意向調査、地域への周知活動、里山保全活動のエリア設定などの調査検討を含め、里山に関わる市民、特に地域住民の意見を聴きながら、本市の里山の保全・活用に関する方針を定めるとともに、平成こども塾周辺及び市内に存在する里山の整備計画を作成することを目的としたものである。

2．プランの位置づけと期間

（1）プランの位置づけ

○本市の最上位計画である「第５次長久手市総合計画」では、「万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち」を基本方針の１つとし、東部丘陵地は緑豊かな本市を印象づける重要な景観要素としての役割を果たしていくことから適切な保全を図るとしている。また、主要プロジェクトとして、平成こども塾周辺における「木望の森構想」が位置づけられている。

○「第２次長久手市土地利用計画」及び「都市計画マスタープラン」においては、都市と自然環境との共生を可能にする土地利用を展開するとしている。

○「緑の基本計画」においては、緑の質に配慮した自然環境の保全・修復や、東部丘陵地における貴重で保全を要するものについて、緑地保全地域や特別緑地保全地区の指定の検討などが示されている。

○「第３次長久手市環境基本計画」の重点プロジェクトにおいては、自然環境の保全と合わせた里山保全の方針を作成することとしている。

○松杁・東山地区の平成こども塾においては、現在「長久手市平成こども塾マスタープラン」を策定中である。

○「長久手田園バレー基本計画」においては、重点プロジェクトとして、美しい田園・里山の保全・活用を位置づけている。

○本市里山プランについては、これらの計画と整合を図りながら、本市の里山の保全・活用の方針を定めるものである。

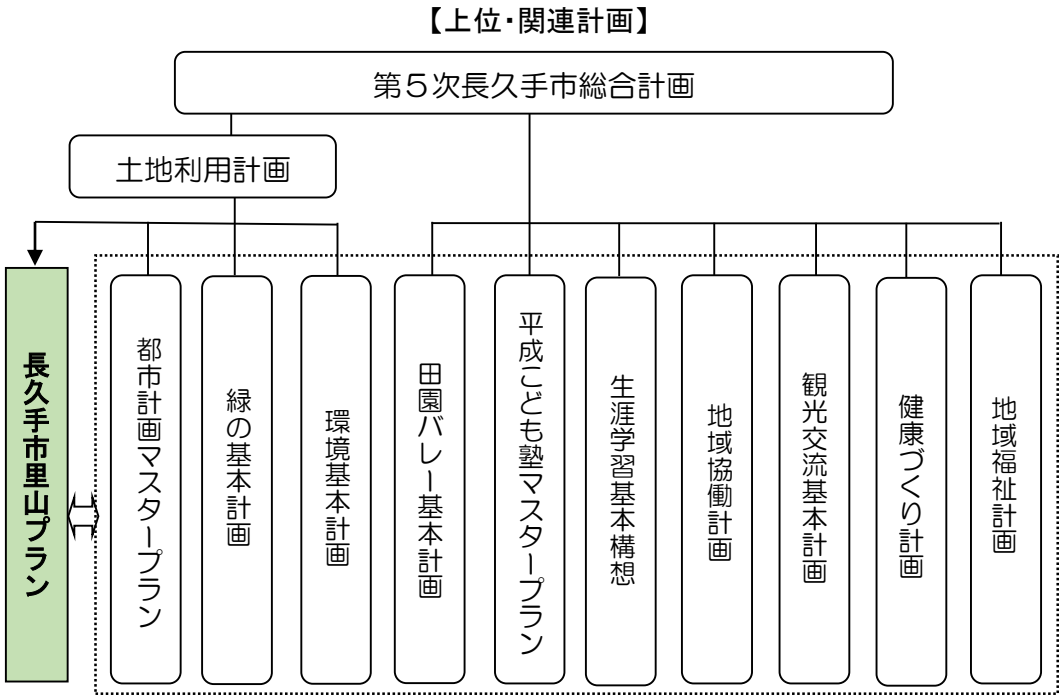

（2）里山の定義

〇里山の定義については様々な説があり、定まったものがない。

〇本市の各種計画における使い方をみると、「都市計画マスタープラン」においては、農地や里山が保全された都市構造の実現を、主要課題のひとつとして掲げており、特に、市の東部地域においては、農地、里山の維持、保全をまちづくりの方針としている。また、「緑の基本計画」においては、「三ケ峯丘陵・大草丘陵、及び岩作丘陵が連なって形成する里山」という表現をしているほか、「里山（丘陵樹林地）」と表現している。「第３次長久手市環境基本計画」においては、「東部に広がる丘陵の里山地域」という表現をしている。「第２次長久手田園バレー基本計画」においては、「里山とは、人里の近くにある、生活に結びついた山や森林のこと」と表現している。

〇一般的には、人々の生活と関わりのある丘陵・山林と、農地や生活の場である宅地との一体的な空間を里山、里地という場合と、全体として里山と捉える場合がある。なお、農地については、農業振興の視点から「長久手田園バレー基本計画」において、その方針を示している。

〇長久手市里山プランにおいては、上記を踏まえ、丘陵・山林だけでなく、里山と連担し一体となる農地や生活の場である里地も含めて「里山」と定義する。なお、将来目指すべき“里山”として使用する場合は、「里山」と表記し、人の手入れが行き届いていない現状の “里山”として使用する場合は、そのまま里山と表記することとする。

（3）プランの計画期間

長久手市里山プランは、概ね 20 年後の将来を見据えながら、10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の整備構想や取組みを設定するものとする。

３．本市の里山の現状

（１）里山の位置

〇本市は、尾張丘陵の一部をなし、尾張丘陵と濃尾平野とが接する地点に位置している。丘陵・山林地区は、南西から北西に向かって緩やかに放射状に広がり、市内を東西に流れる香流川に沿って広がる平地に丘陵の尾根が入り組んでいる。主にアカマツ・コナラを主体とした二次林が分布し、湧水が各所にみられ、湿地やため池、小川には多くの生き物が生息している。

〇名古屋市の東部丘陵に連なる長湫南部ほとぎの里緑地が市街化区域である以外は、東部丘陵をなす岩廻間・北浦地区、松杁・東山地区、福井・茨ケ廻間地区、三ケ峯地区、岩作地区の里山は市街化調整区域である。

〇東部丘陵の平坦地境界に集落と農地があり、特に東部丘陵のうち、グリーンロード付近から南では、県有地（モリコロパーク、愛知県農業総合試験場、愛知県立大学、愛知県立芸術大学）が多くを占めている。

長湫南部地区ほとぎの里緑地

松杁・東山地区東山谷

市内の放置された竹林

三ケ峯地区

（2）各地区の特性

長 湫 南 部 地 区
土地区画整理事業により、市街化区域内に市の緑地としてある程度まとまった広葉樹林が残っており、隣接して名古屋市の猪高緑地と連続した緑が形成されている。この地区にある長湫南部ほとぎの里緑地においては、長久手みなみ里山クラブが、里山の保全管理を行っている。

岩 廻 間 ・ 北 浦 地 区
瀬戸市につながる道路等により、緑が分断されている。西南部には長久手スポーツの杜などがあるほか、道路向かいには果樹園が広がる。岩廻間池方面に多少自然的な景観が残り、道路沿道には住宅がある地区である。

松 杁 ・ 東 山 地 区
この地区の東山谷では、長久手唯一の谷津田の景観が残る地区である。谷筋に小さな河川があり、池や湧水湿地があるほか、平坦地には集落と農地がある。また平成こども塾があるこの地区では、３つの市民活動団体が活動している。平成こども塾サポート隊が、体験活動を開催しており、炭やき紅蓮隊は竹林間伐による竹炭づくりなどに取り組んでいる。また、ながくて里山クラブは、美しい里山づくりを目指して活動を行っている。

福井・茨ケ廻間地区
松杁・東山地区とモリコロパークとの間に位置し、グリーンロード沿い北側から山林が広がっている。平坦地には農地が広がっており、愛知県立大学などがある地区である。

三 ケ 峯 地 区
香流川の源流地域であり、湿地やため池がある。モリコロパーク、愛知県立芸術大学、愛知県農業総合試験場の県有地があり、ある程度緑が残されている。最も多様性に富む丘陵であったが、住宅地としての開発により、緑が減少してきている地区である。

岩 作 地 区
住宅地に囲まれた地区であり、御嶽山を中心に緑が形成されている。北端には色金山から続く常緑広葉樹林があり、地区の中ほどは竹林に占められ、池や沼がある。

【本市の丘陵・山林分布図】

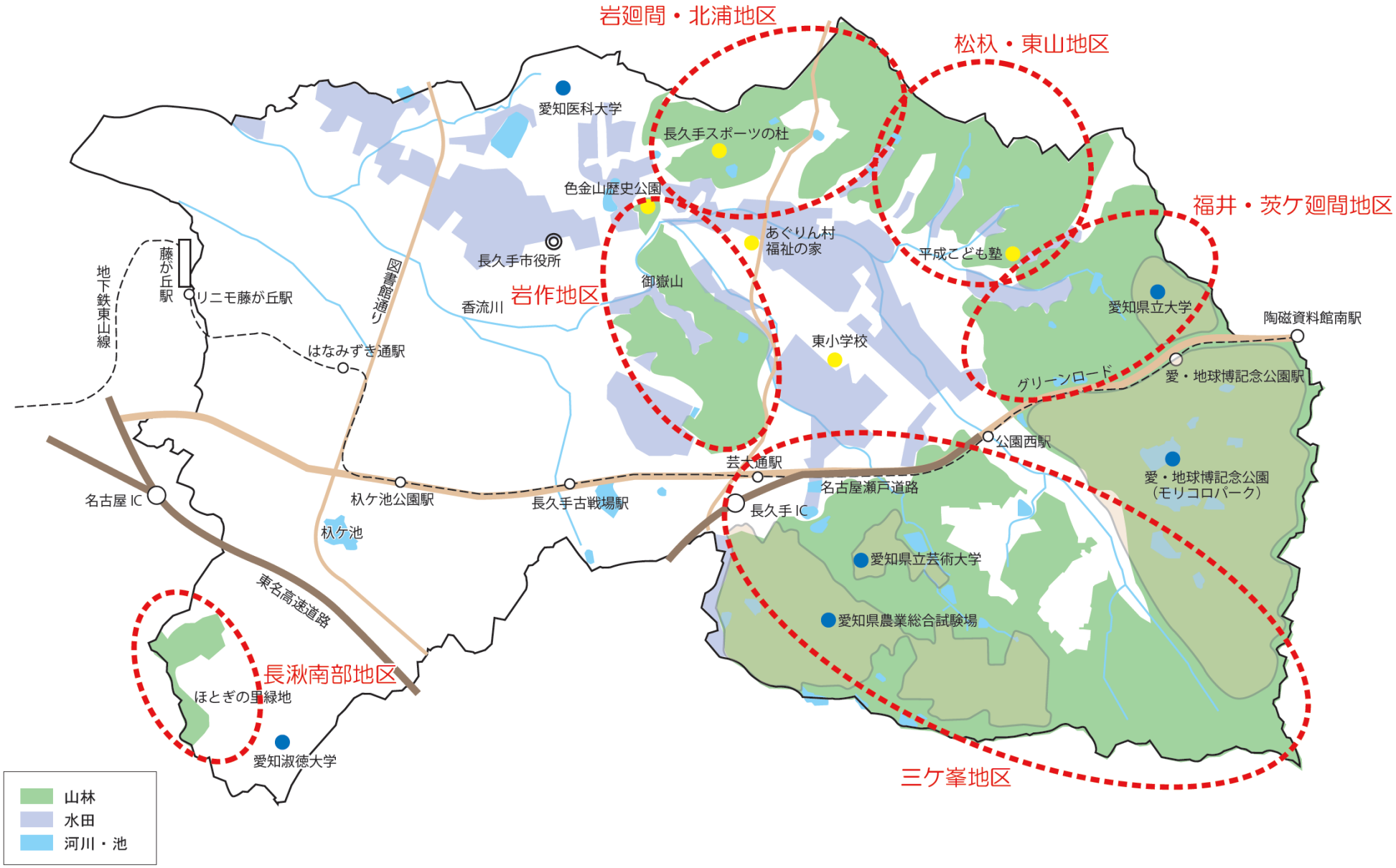
岩廻間・北浦地区
松杁・東山地区
福井・茨ケ廻間地区
岩作地区
長淋南部地区
三ケ峯地区
愛知医科大学
長久手スポーツの杜
色金山歴史公園
長久手市役所
あぐりん村
福祉の家
平成こども塾
御嶽山
香流川
図書館通り
地下鉄東山線
藤が丘駅
リニモ藤が丘駅
はなみずき通駅
東小学校
愛知県立大学
陶磁資料館南駅
愛・地球博記念公園駅
グリーンロード
公園西駅
芸大通駅
名古屋瀬戸道路
長久手IC
愛・地球博記念公園
（モリコロパーク）
名古屋IC
杁ケ池公園駅
長久手古戦場駅
杁ケ池
東名高速道路
愛知県立芸術大学
愛知県農業総合試験場
ほとぎの里緑地
愛知淑徳大学
山林
水田
河川・池

4．里山における課題

里山プラン策定に向けた市民によるワークショップにおいて、以下のような課題が出されている。

【課題】

①里山（自然・環境）は長久手の魅力であるが、宅地開発等により減少している

②人の手入れが行き届かず竹林が拡大し、里山が荒れている

③生物多様性が失われつつあり、貴重種の保護が必要となっている

④里山のほとんどが民有地であるため、市民活動団体が自由に活動できない

⑤里山に関する活動の情報が、市民活動団体間で共有されておらず、また、市民に対する周知も不足している

⑥里山保全・活用に関わる人材の発掘と育成のほか、人のつながりを広げる必要がある

また、今後、保全・活用する場合に考慮する点として、ワークショップでは、以下のような点があげられた。

【考慮する点】

- それぞれの地区の特性を活かすこと
- 対象を丘陵・山林だけでなく農地を含めたものとすること
- 耕作放棄地の解消により、水田のもつ良好な景観や自然環境の保全を図ること
- 市民に里山の楽しさを理解してもらうこと
- 子どもを対象とした体験活動や、親子が一緒に参加できる活動を重視すること
- 里山体験イベントを実施したり、マップなどによる周知が必要
- 住民及び市民活動団体のほか、大学などの参画と協働が必要
- すでに市民活動団体による保全管理が行われている長湫南部地区を参考として、平成こども塾周辺及び他地区へ取組みを拡大していくこと
- 本市の地域福祉計画や健康づくり計画との整合を図ること

里山の現状とワークショップで出された課題を踏まえ、現在の本市の里山における課題をまとめると、以下のように整理される。

① 里山各地区の特性の違い

○本市の各地区の里山は、それぞれの特性を持つことから、今後も地区の特性を活かす必要がある。

② 里山が荒れ生物多様性に影響

○本市の里山では、丘陵・山林と周辺の農地や河川と一体で緑の風景を生み出している。眺める緑としてはよいが、その一部は手入れが行き届かず、荒れている。
○住宅地周辺の里山では、放置された竹林がみられ、年々拡大してきている。
○里山が荒れることにより、多様な生物の生息地の環境が悪化し、貴重種が減少するなど、豊かな生物多様性に対する影響は少なくない。

③ 里山に対する関心の薄れ

○里山は、多様な生物の生息・生育環境、水源地域、大気浄化、環境の学習の場などの役割をもち、自然の環境を活かした遊びや学び、食などの様々な楽しみがあるが、現在は、里山に対する関心が薄れ、活用することが少なくなり、里山での遊びや楽しさが知られていない。
○本市が山林所有者を対象に実施したアンケートによると、小規模の所有者が多く、所有者の約 71%が市外在住であった。市外在住者が増加し、一体利用が難しくなるとともに、里山に対する関心も薄れている。

④ 里山としての役割の変化

○かつて、里山は食料や木材などの自然資源を得たり、エネルギーを供給する場として、生活の中で重要な役割を担っていた。しかし、生活様式の変化により、里山の資源を活用する人は少なくなってきた。
○手入れが行き届かない山林や竹林が増えている一方、魅力ある里山にするために活動する市民活動団体も不足している。
○今後は、里山に求められる役割の変化に応じた、新たな仕組みをつくっていく必要がある。

5．目指すべき里山の姿

○里山における課題や、本市の各計画での位置づけなどを踏まえて、里山が本市の新たな魅力となるよう、適切な保全と活用を図る。
○里山の管理を土地所有者のみに委ねるのではなく、里山と人との新たな関わりをつくり、市民が愛着をもち楽しさを発見することができる「里山」として、『行ってみたい「里山」』を将来の姿として目指す。

愛着と楽しさのある

『行ってみたい「里山」』

を目指す

６．基本方針

〇魅力ある里山を目指すため、既存の市民活動団体だけではなく、市民が主体的に里山に関わることができる仕組みをつくっていく。
〇本市の里山は、それぞれの地区で特性をもっている。そのため、目指すべき姿は共通としながらも、各地区の特性を活かした、地区別の方針を設定する。
〇目指すべき「里山」の姿を実現していくためには、すでに市民活動団体による里山づくりが進む長湫南部ほとぎの里緑地を、先行モデル地区として、その取組みを他地区に拡大していくものとする。
〇松杁・東山地区では、「第５次長久手市総合計画」において「木望の森構想」が主要プロジェクトに位置づけられ、平成こども塾がすでに様々な活動を進めていることから、試行エリアと位置づけ、まずはここから里山の保全・活用の取組みを進めるものとする。

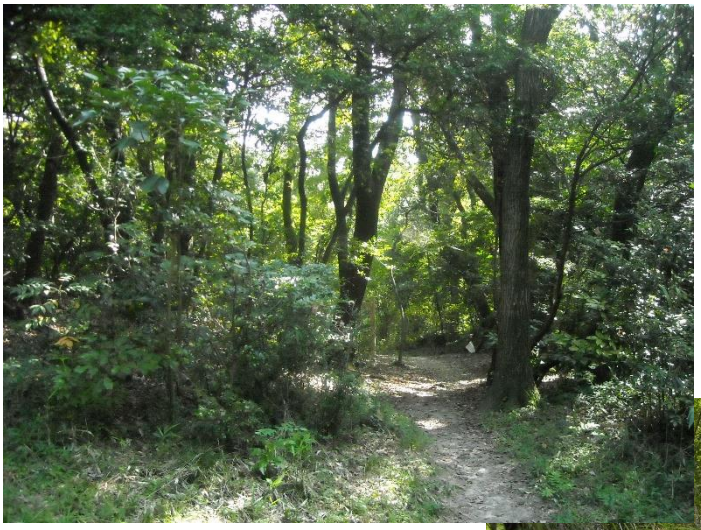

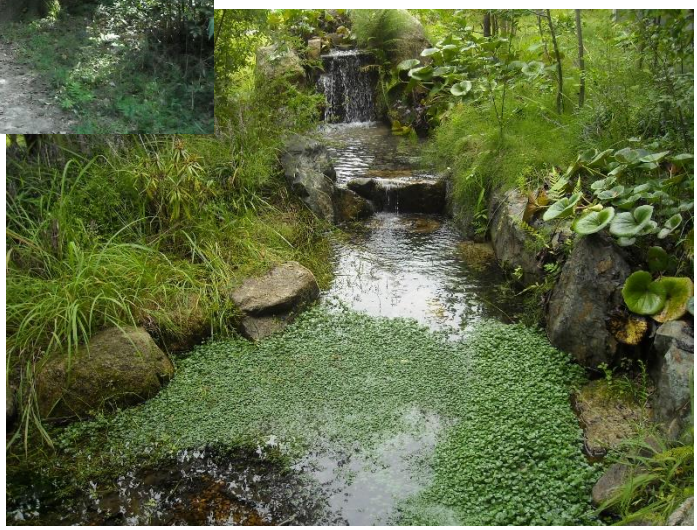

長湫南部ほとぎの里緑地

【基本方針】

基本方針 1　各地区の特性を活かした特色ある「里山」とする

本市の里山は、地理や地形、立地している施設、そこで展開している活動などがそれぞれの地区で異なるため、各地区の特性を活かした事業を実施する。

基本方針 2　適切な保全により、本市の魅力となる「里山」とする

生物多様性の喪失が危惧される地区において、規制による保全を検討するとともに、放置された里山においては間伐などによる適切な維持、保全を図り、本市の魅力となる「里山」とする。

基本方針 3　交流や体験により、市民が楽しさを発見できる「里山」とする

市民が里山の楽しさを発見できるような交流を通して、里山への関心や理解を深め、市民が愛着をもてる「里山」とする。

基本方針 4　里山の保全・活用に関わる人や組織の充実・拡大を図る

既存の市民活動団体を中心にしながら、里山の保全・活用に関わる幅広い人材の発掘・育成と組織化、連携を進める。

基本方針 5　里山と人との新たな関係づくり、仕組みづくりを進める

山林の土地所有者だけが里山の整備をするのではなく、市が市民活動団体のための活動の場を確保し、市民が主体的に関わることができる、新たな仕組みをつくる。

7．地区別の活動方針

〇地区ごとの特性を踏まえ、以下のように活動の方針を設定する。

【里山の地区別の活動方針】

①里山整備モデル『学びの里』　長湫南部地区　ほとぎの里緑地

- 平成 23 年に策定された里山保全管理計画をもとに、すでに市民活動団体による里山保全活動が進んでいるため、本市の里山整備の先行モデル地区として位置づける。
- 里山のあり方や整備手法、里山の活用方法や管理形態についてみんなが学べる里として、引き続き里山保全活動を推進する。

②民有林活用モデル『自然と暮らしの里』　松杁・東山地区

- 「木望の森構想」エリアであり、民有林の活用を目的として平成 27 年度から里山整備事業に取り組んでいるため、民有林を活用する施行エリアとして位置づける。
- 子どもから高齢者まで、かつての里山の暮らしが体験できる交流の拠点を形成し、イベント開催等により市内外を問わず人が訪れる場とする。

岩廻間・北浦地区と福井・茨ケ廻間地区への拡大

- 岩廻間・北浦地区は、スポーツの杜を活用し、健康づくりのための散策等ができる地区とする。
- 福井・茨ケ廻間地区は、大学やモリコロパークと連携した自然散策ができる地区とする。

③農地活用・遊びのモデル『遊びの里』　岩作地区

- 川遊びや山遊びなど子どもが緑や水と触れ合える様々な里山体験を通して自然と一緒に遊べる空間を形成する。
- 耕作放棄地の有効活用を進め、農と触れ合える場とするとともに、地域と一体となった里山風景を形成する。

④健康増進モデル『散策の里』　三ケ峯地区

- 対象エリアが広く、農地や丘陵が見渡せるほか、住宅地も隣接していることから、気軽に散策ができる健康増進エリアとして位置づける。
- 隣接する県の施設と連携してウォーキングイベント等を開催し、地域の人たちとの交流を深める場とする。

【地区別の活動方針】

岩廻間・北浦地区
拡大
松杁・東山地区
②民有林活用モデル
自然と暮らしの里
「木望の森構想」
福井・茨ケ廻間地区
拡大
愛知医科大学
長久手スポーツの杜
色金山歴史公園
あぐりん村
福祉の家
平成こども塾
長久手市役所
御嶽山
岩作地区
香流川
図書館通り
藤が丘駅
リニモ藤が丘駅
地下鉄東山線
はなみずき通駅
③農地活用・遊びのモデル
遊びの里
東小学校
愛知県立大学
陶磁資料館南駅
愛・地球博記念公園駅
グリーンロード
公園西駅
芸大通駅
名古屋瀬戸道路
愛・地球博記念公園
（モリコロパーク）
名古屋 IC
杁ケ池公園駅
長久手古戦場駅
長久手 IC
杁ケ池
愛知県立芸術大学
愛知県農業総合試験場
①里山整備モデル
学びの里
長湫南部地区
ほとぎの里緑地
愛知淑徳大学
④健康増進モデル
散策の里
三ケ峯地区
山林
水田
河川・池

8．保全・活用方策と整備

（1）里山の保全方策

①特別緑地保全地区、緑地保全地域（都市緑地法）

○里山などの緑地を保全するための制度としては、都市緑地法による特別緑地保全地区、緑地保全地域がある。
○同制度は、建築行為や樹木の伐採などを制限することにより、現状の緑地を凍結的に保全するもので、その対象の一つとして、風致または景観が優れている緑地や、動植物の生息地・生育地として適切に保全する必要がある緑地があげられる。
○市内における候補地は、松杁・東山地区にある谷津田（谷間の水田）の景観を残す東山川の湧水地域から上流部などが考えられる。しかし、規制によって間伐などの保全活動が困難になり、市民活動ができなくなることも想定されることから、遷移が著しい地域では生物多様性の保護が難しくなる可能性もある。
○保全区域として指定するためには、土地所有者の同意が必要であり、管理等の負担も伴うため、協力が得られるかが課題である。

②市民緑地（都市緑地法）

○里山の活用を想定した制度としては、都市緑地法による市民緑地がある。
○同制度は、特別緑地保全地区及び緑地保全地域の区域を対象としており、それ以外の区域では市または緑地管理機構（NPO 法人などの団体）が管理者となる必要がある。広場や散策路の管理委託が可能であるが、管理行為以外の木竹の伐採は不可であり、比較的厳しい規制である。

③条例、要綱などによる保全

○他市町村の取組み例としては、新たな条例や要綱の制定などによる緑地の保全・活用策がある。例えば、名古屋市の「オアシスの森づくり事業」、横浜市の「市民の森」、川崎市の「緑の保全地域」などがあげられる。
○自治体が独自に規制内容を設定できるため、土地所有者の要望を取り入れやすいことがメリットである。

④その他の保全

○池や湧水湿地については、生物多様性に配慮するとともに、「里山」としての景観などに優れた地区については、保全を検討していくものとする。
○里山の保全に向けて、定期的に山林や竹林などの間伐を実施する。
○適切な保全のための間伐については、土地所有者において実施できる場合は自身で行うことを基本とし、それが難しい場合は、土地所有者の同意の上、市民活動団体による支援を検討する。
○里山などの保全を目的とした国や県の助成制度や支援策についても、活用を検討する。
○専門家の意見を反映しながら保全・活用方策を推進する。

【法的制度】

根拠法令	制度など
都市緑地法	・特別緑地保全地区　・緑地保全地域 ・市民緑地　・緑化地域 ・緑地協定　・管理協定 ・緑地管理機構 ・地区計画などの活用による緑地保全
都市計画法	・風致地区　・開発許可 ・都市計画公園･緑地
建築基準法	・公開空地
景観法	・景観重要樹木
都市の低炭素化の促進に関する法律	・樹木等保全推進区域　・樹木等管理協定
都市の美観・風致を維持するための樹木の保存に関する法律など	・保存樹･保存樹木

松杁・東山地区の東山川の谷津田（谷間の水田）

（2）里山の活用方策

○活用方策としては、里山への関心や理解を深めるため、市民活動団体等が、市民が楽しむことのできる交流・体験の講座やイベントなどを開催できるよう検討する。
○里山を活用して市民活動を進めていく場合、活動の場の確保、さらには活動拠点となる施設が必要と考えられる。

【里山の活用イメージ】

【市民ワークショップで提案された活動内容の例】

○里山暮らしが体験できる場

- おとなも気軽に参加できる「おとな塾」の展開
- 古民家の移築やまき割り、かまどを使用した炊飯、山菜を使用した調理体験など、かつての里山暮らしを体験
- 竹を活用した竹馬や竹トンボ、竹楽器などの制作体験の実施
- 里山で採取したタケノコを使用したフルコースメニューの考案

○思い出づくりができる場

- 子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめる里山づくり
- 里山での様々な体験を通して家族全員で思い出づくり
- 果樹園で実りの収穫、食べる楽しさを実感
- 健康をテーマにした散策や市内主要施設のウォーキングを通して地域の人たちと交流を深める
- モリコロパーク等市内施設と連携してちょっとした観光スポットへ
- 長久手市内の里山巡りができるマウンテンバイクコースの設置

○遊びや緑とのふれあいの場

- “原っぱ”や小川などの自然に親しむことのできる空間
- 子どもがいつでも気軽に行ける場所
- フィールドアスレチックなど子どもたちが安全に自然を満喫しながら遊べる場所
- 土・水・川・木々など身近に緑とふれあえる場所

○里山の風景づくり

- 地域の生活と一体となった風景づくり
- 農とのふれあい

○その他

- 市のイベントの展開など
  （コンサート、祭りなど）
- 大学や小中学校で、授業の一環として活用

（３）里山の整備

①身近な里山林整備事業

○里山プランにおける里山の整備事業として、「木望の森構想」エリアにおいて、「身近な里山林整備事業」を行う。
○「身近な里山林整備事業」は、「あいち森と緑づくり事業」の一つであり、その中に「里山林健全化整備事業」、「提案型里山林整備事業」がある。
○平成 27 年度から、平成こども塾隣接地において、森と緑のもつ様々な公益的機能を発揮するために愛知県が交付する「あいち森と緑づくり事業交付金」を活用して「里山林健全化整備事業」を開始し、竹林の間伐整備を行い、その後、「木望の森構想」エリアでの展開を予定している。
○「身近な里山林整備事業」は、土地利用者の同意の上、他の地区への展開も検討していく。

②活動拠点施設

○里山における活動には、屋内での活動体験、学習、交流、休憩、トイレ、事務管理、情報提供、倉庫等保管などの機能が必要である。そのため前記の機能をもつ拠点施設の整備を検討する。
○各地区においては、市民活動団体などの意向を踏まえ、必要に応じて機能を選択するなどして、市が活動拠点の整備を検討する。

③散策路の整備

○自然とのふれあいや健康づくりのため、散策路の整備を検討する。整備には、「身近な里山林整備事業」を活用し、土地所有者の同意及び地域住民の理解を得て、既存道と結ぶ散策路のほか、休憩所や眺望櫓（やぐら）などの施設整備を検討する。

コラム

身近な里山林整備事業とは

「身近な里山林整備事業」は、愛知県が「あいち森と緑づくり基金」を活用して行っている「あいち森と緑づくり事業」の一つである。
放置された里山林を整備する「身近な里山林整備事業」には、「里山林健全化整備事業」、「提案型里山林整備事業」がある。
「里山林健全化事業」は、集落等周辺の長期間手入れのされていない森林を対象として、枯損木や不要木の抜き切り等の整備に対して交付金を交付するものである。「提案型里山林整備事業」は、地域住民や NPO 等との協働による保全活用を前提とした計画に基づく、提案型の里山林の整備に対して交付金を交付するものである。いずれも、原則として森林所有者等と市が保全活用を趣旨とした 20 年間の協定を締結する。

【平成 27 年度里山林健全化整備事業の概要】

事業の目的	里山林の健全化に向けて、「平成こども塾」西側の竹林伐採を実施し、地域資源としての里山林の価値の向上を目指す。
事業スケジュール	平成 26 年度　・要望調査 平成 27 年度　・事業計画 ・土地所有者との協定締結（20 年間） ・調査設計 ・整備工事
事業実施場所	所　在　地：長久手市福井地内（４筆） 面　　積：約 0.8 ha

【身近な里山林整備事業予定エリア】

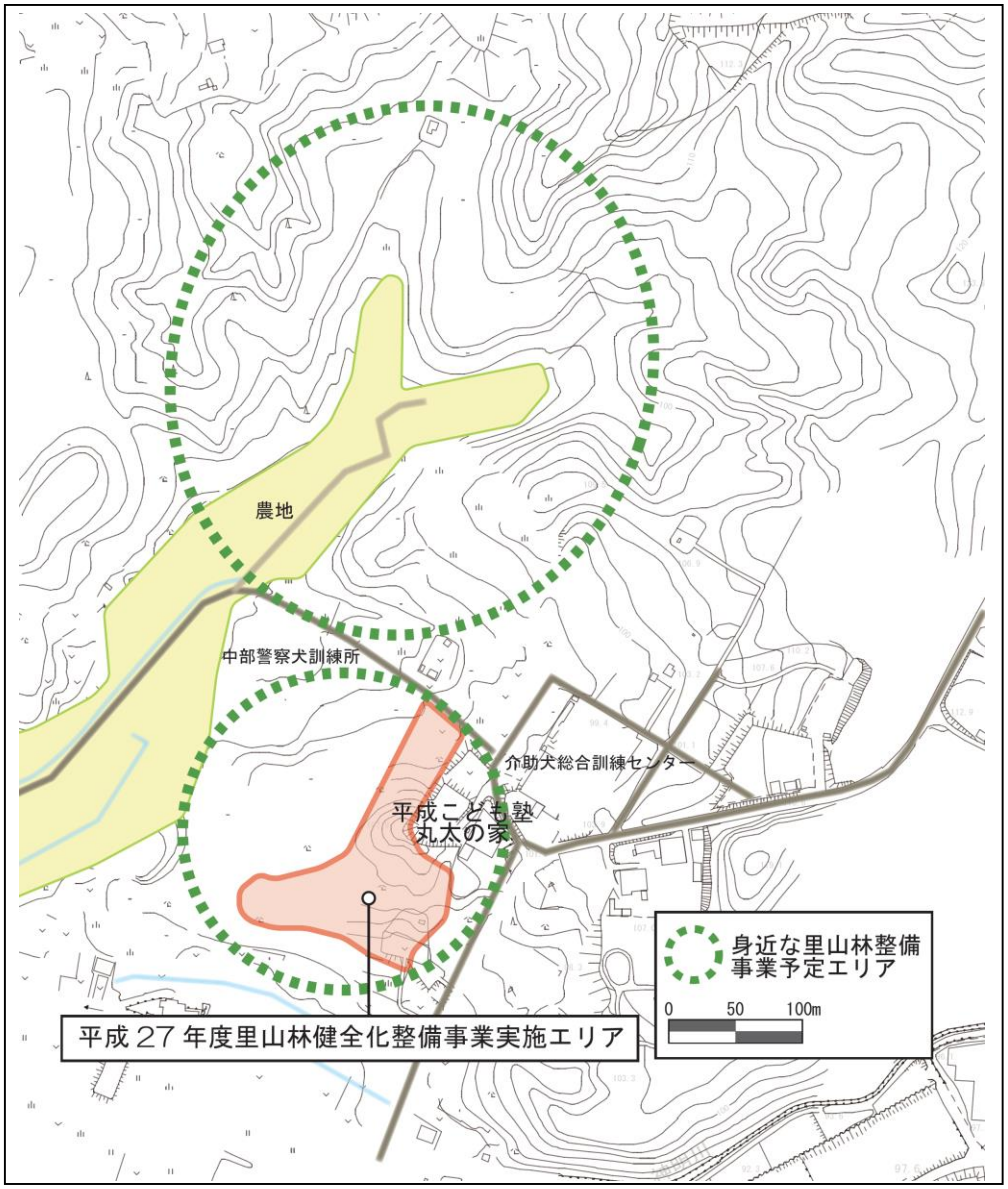

9．新たな体制づくりと管理・運営

（1）新たな体制づくり

里山の保全・活用に向けた里山と人との関係をつくるため、新たな体制づくりを進める。

体制は、土地所有者とともに、地域住民、市民活動団体、市民などが一体となったものを目指す。

現時点では、このような体制の母体がないため、新たな人材の発掘と育成による組織化を目指した取組みを検討する。

①イベントなどを通した新たな体制づくり

○市は里山林健全化整備事業などにより新たな活動の場の確保を進め、市民活動団体の参加など、市民主体のワークショップにより企画を行い、季節毎のイベントなどの展開を促す。

○イベントなどを実施する際、市内外への広報を行い、市民、大学や企業など、幅広く参加者を集め、その中から新たな人材を発掘し育成していく。

○地域住民や土地所有者に対しても、ワークショップやイベントなどへの参加を促し、育成した人材とともに、新たな地区の管理運営団体の組織化を進める。

【体制づくりのイメージ】

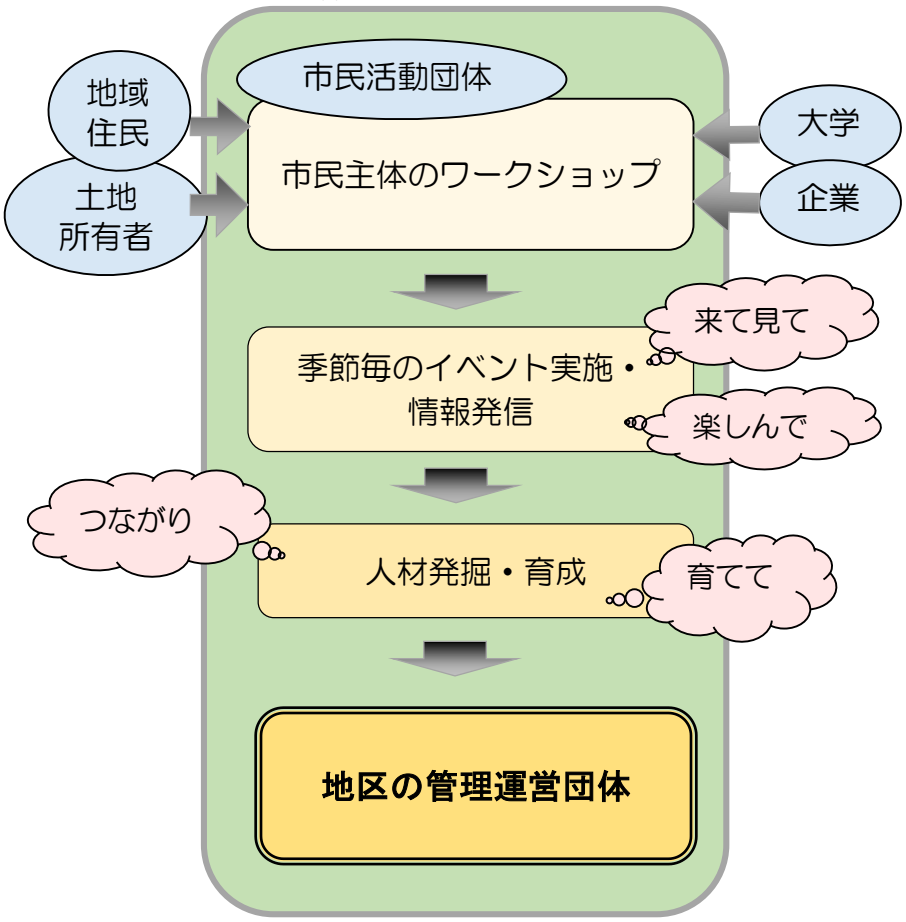

②全市的な協議会

○各地区の特性を活かした里山の保全・活用を進めていく上では、各地区の管理・運営団体が長湫南部地区などの先行的な取組みを学び、ノウハウを共有していくことが重要である。

○先進的な取組みを行う名古屋市においても、里山や緑地に関わる団体により協議会が組織されており、それぞれの団体の取組みや管理手法、今後の活動の方向性などの情報が共有され、共同での人材育成などを行っている。

○本市においても、長湫南部地区のほとぎの里緑地をはじめ、各地区の管理運営団体が連携しながら、里山の保全・活用方策、共同での人材育成や情報の共有と発信、管理手法の共有化を行うため、協議会を組織していく必要がある。

○協議会の組織としては、地区の管理運営団体と市民活動団体、本市の里山に関連する市の関連部署が参画していくことが望ましい。

【全市的な協議会の構成イメージ】

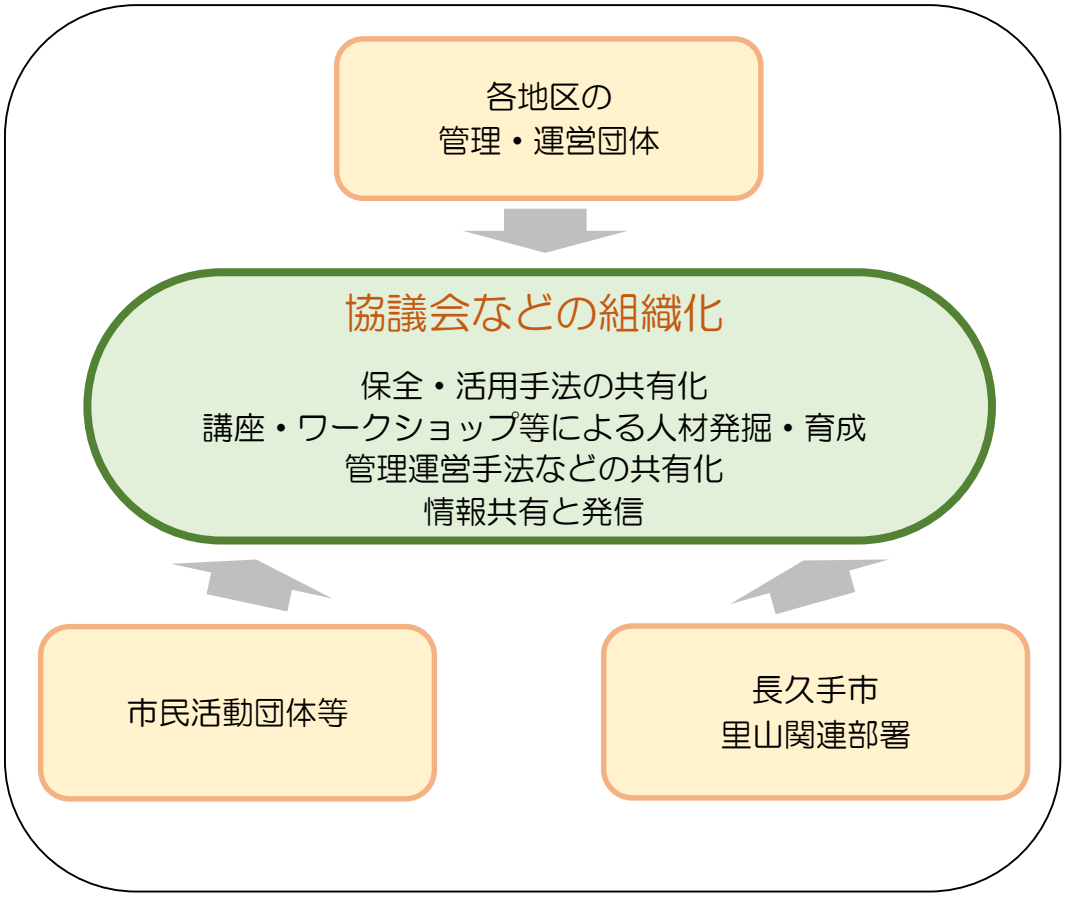

③市民と市の役割について

○里山の活用においては、活動の場の確保や拠点となる施設整備については、市が中心となり行っていくものとする。

○保全・活用の展開については、市民を主体とした取組みを進め、里山と人との関わりをつくりながら、長湫南部ほとぎの里緑地や「木望の森」から岩作地区や三ケ峯地区などの他地区に展開していく。

【保全・活用に向けての市民と市の役割】

（2）管理・運営の仕組みづくり

①管理・運営方法（長久手型里山マネジメント）

○現状の里山は手入れがされず、放置されたところが多い。里山の保全・活用、さらには『行ってみたい「里山」』としていくためには、土地所有者が管理をしていく従来型の仕組みを変えていく必要がある。
○市が土地所有者から山林を借用し、市民を主体とした地区の管理運営団体が里山の管理運営を行う仕組みづくりを進める。また、活動を通して市民の関心を高め、里山に関わる人材を発掘・育成していく仕組みづくりを検討する。
○管理運営は、地区の管理運営団体が自由に、かつ自立的に活動を展開するゾーンを設け、パークマネジメント的な手法を取り入れ、事業目標を設定し、自己評価を行いながら継続的に行っていく。

【里山の管理・運営のイメージ】

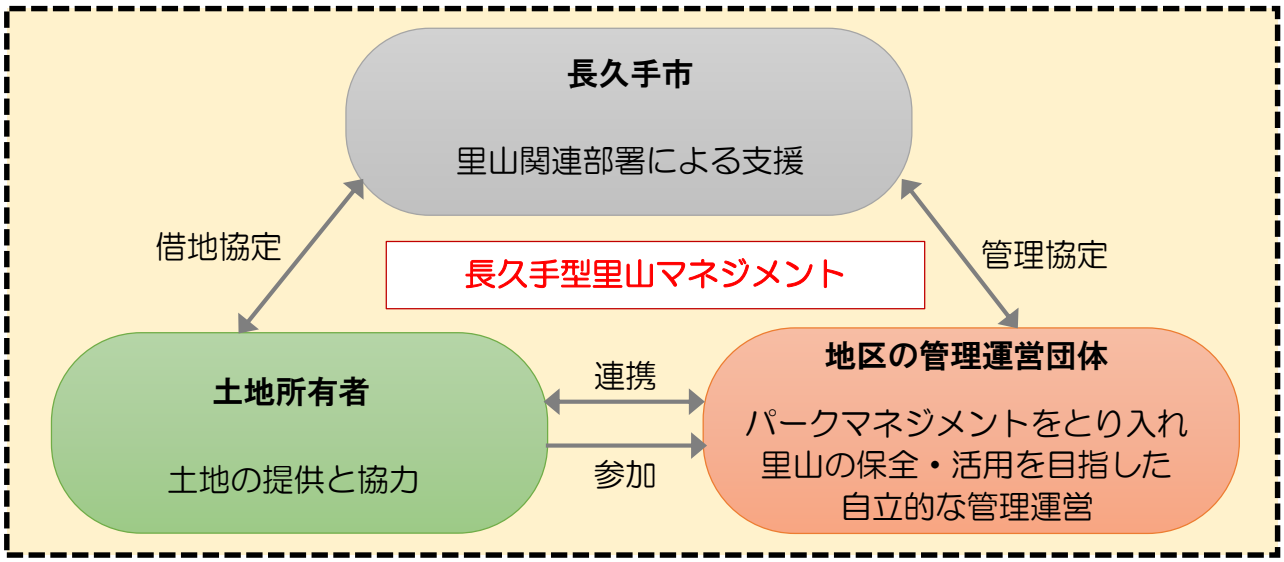

②全市的な管理運営方法

○将来的には、全市的協議会が、管理やノウハウ、情報の共有化を図り、地区の管理運営団体と協定を結ぶなどして、包括的に管理運営を行っていくことを検討する。

コラム

パークマネジメントとは

パークマネジメントは、これまで行政主導で行ってきた公園整備や管理を市民、ＮＰＯ、企業等と連携しながら、市民の視点にたって整備、管理していくものである。管理・運営については、市民等に委ねた指定管理制度を用いるなどして、わかりやすい目標設定、多角的な視点による事業展開、結果の評価による継続的な改善を行っていくものである。

１０．情報の共有と発信

○里山と人との新たな関わりをつくるためには、市民に広く里山の情報を提供することで、関心を高め、理解を深めてもらう必要がある。
○チラシやマップなどにより情報の見える化を進め、市民の目に触れやすい場所に設置するとともに、市広報紙・ホームページなどのほか、効果が高いと思われる口コミ、ブログやＳＮＳなどの活用も検討する。また、ポータルサイトを通して市民にわかりやすく情報を提供する。
○里山に関わる団体間の連携については、全市的な協議会などにより、情報を共有する。
○以下は、里山プラン策定に向けた市民によるワークショップでの意見である。

【情報の共有と発信】

- 里山に関する情報の見える化
  イベントチラシや散策ルートマップの作成・配布
- わかりやすいキャッチコピーづくり
  わかりやすい言葉で市民活動団体の方針や取組みを地域住民や市民へ伝える
- 里山の情報ポータルサイトをつくる
  情報を総合的に集約し一元化を図る
- 対外的情報の発信
  市広報紙、ホームページ、口コミ、ブログ、SNS などの活用
  例：三ケ峯地区では、市民記者による記事作成やシニアクラブ会報、ブログによる発信、Ｎバスにチラシを掲示
- 全市的な協議会の開催
  それぞれの市民活動団体の情報共有と交流促進

里山プランの体系

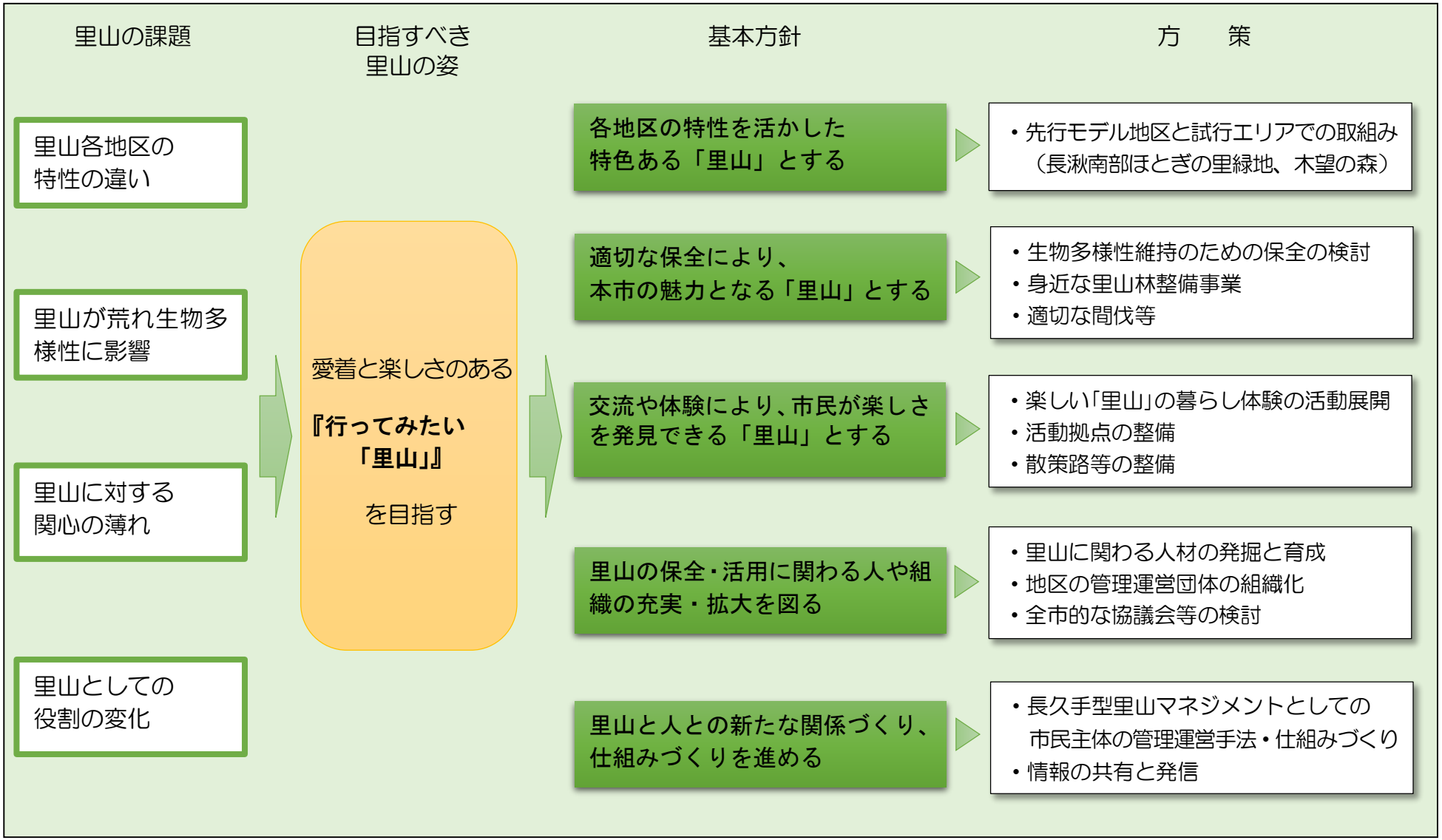
里山の課題
目指すべき里山の姿
基本方針
方　策
里山各地区の特性の違い
里山が荒れ生物多様性に影響
里山に対する関心の薄れ
里山としての役割の変化
愛着と楽しさのある
『行ってみたい「里山」』
を目指す
各地区の特性を活かした特色ある「里山」とする
適切な保全により、本市の魅力となる「里山」とする
交流や体験により、市民が楽しさを発見できる「里山」とする
里山の保全・活用に関わる人や組織の充実・拡大を図る
里山と人との新たな関係づくり、仕組みづくりを進める
・先行モデル地区と試行エリアでの取組み（長湫南部ほとぎの里緑地、木望の森）
・生物多様性維持のための保全の検討
・身近な里山林整備事業
・適切な間伐等
・楽しい「里山」の暮らし体験の活動展開
・活動拠点の整備
・散策路等の整備
・里山に関わる人材の発掘と育成
・地区の管理運営団体の組織化
・全市的な協議会等の検討
・長久手型里山マネジメントとしての市民主体の管理運営手法・仕組みづくり
・情報の共有と発信

１１．先行モデル地区と試行エリア

（１）長湫南部ほとぎの里緑地の里山保全管理計画（先行モデル）

市有地である長湫南部ほとぎの里緑地では、平成 23 年度に策定された「里山保全管理計画」に基づき、（一般社団法人）長久手みなみ里山クラブが緑地の管理に取り組んでいる。

①取組み前の状況

○長湫南部ほとぎの里緑地は、名古屋市の猪高緑地に隣接しており、緑地内には丁子田池があり、貴重な生き物であるカスミサンショウウオや植物ではシラタマホシクサなどが生息・生育している。

○緑地は、手入れをされていなかったが、自然に接するレクリエーションや環境学習の場として保全しつつ、活用を図ることとなった。

②里山保全管理計画における考え方

○里山保全管理計画では、里山の将来像を設定し、里山づくりの方針に基づき保全管理区分を設け、貴重な動植物を保全するとともに、生態系を豊かにし、里山の魅力を高めるための管理方法を示している。

○里山保全活動の継続のため、里山人育成講座のほか、里山遊びの伝承、里山の楽しみなどを提供している。

［ 里山の将来像 ］

雑木林（みどり）も人も生き物も　みんな元気な里の山

～雑木林が元気になると、人も生き物もみんな元気になる里山～

[里山づくりの方針]

◇みんなで里山を通じて地域コミュニティを活性化
◇みんなで豊かな里山自然環境づくり
◇みんなで里山ボランティア（里山人）活動
◇みんなの楽しい里山環境学習体験
◇みんなが安心して利用できる安全な里山づくり

[活動]

◇里山人活動　　里山人養成講座などによる里山保全活動の継続と人材育成
◇里山の遊び　　子ども達が里山で元気に遊ぶことを伝えていきます
◇里山の楽しみ　里山から生み出される資源を活用した食や体験の楽しみ

③里山保全の取組み

○保全の取組みは、（一般社団法人）長久手みなみ里山クラブが中心となり行っている。クラブは、緑地周辺の住民約 50 名で構成されており、「『里山』を通して『ひと』と『ひと』をつなぎます」を目標とし、緑地及び散策路を含めた 5ha の保全・管理を行っている。

○主な取組みは、ほとぎの里交流館の管理と、交流館から展望施設を経て、たいようの杜までを結ぶ散策路の管理をはじめ、外部専門家の指導のもとに進めている間伐やホタルの復活を目指した育成施設の運営、子どもを中心としたイベントなどを行っている。

○定期的な会合によって取組み方針や事業の検討、情報交換を行っている。

○今後は、情報発信による地域住民等の参加拡大と、それに伴う人材の発掘などにより、さらに活動を活発に進めて行くこととしている。

【長湫南部ほとぎの里緑地の位置】

（２）平成こども塾周辺「木望の森」の整備計画（試行エリア）

①方針

〇総合計画における位置づけを踏まえて、「木望の森構想」を基に整備を進めるとともに、様々な遊びや学びの場となる『自然と暮らしの里』を創出する。

〇「第５次長久手市総合計画」において、平成こども塾周辺の山林や竹林を対象に、身近な自然にふれあい多くの住民に親しまれる「木望の森」を創出することが目標となっている。平成こども塾周辺の山林や竹林を活用して、自然の中で行う様々な遊びや学びの場を創出するとともに、次代を担う子どもたちが創造性を育み、親子のきずなを深めるなど、だれもが自然に親しめる場とする。

〇平成こども塾の周辺のほとんどは荒れた竹林であるが、山林所有者の協力が得られたエリアは、平成 27 年度に里山林健全化整備事業によって整備され、今後の活用を検討する。

②現状

〇東山川沿いの谷あいに農地や湧水湿地があり、谷津田の景観が残る地区であるが、周辺は木々に浸食され、貴重種も減少している。

〇平成こども塾周辺では、「平成こども塾サポート隊」が竹林を整備し、竹林あそびや体験活動を行っている。北側の農地では、「ながくて里山クラブ」が里山の保全や整備活動を行っており、「炭やき紅蓮隊」の活動拠点である炭焼き小屋もある。しかし、活動範囲は限定されており、十分手入れがされていない山林や竹林は多く存在している。

平成こども塾の活動

松杁・東山地区の山林

③里山の保全・活用と整備

＜里山の保全＞

○「木望の森」北側を生物多様性保全エリアとし、水と緑が一体となった良好な自然環境を創出することで生物多様性を保全し、より一層豊かにする。また、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度活用について検討する。
○平成 27 年度「里山林健全化整備事業」によって整備したエリアについては、下草刈りや適正な間伐等の維持管理を継続的に実施していくことで、良好な自然環境を維持していく。
○保全の方法については、有識者等の意見等をとり入れながら、効果的な方法を検討していく。

＜里山の活用＞

○平成こども塾周辺の里山林健全化整備事業実施エリアについては、平成こども塾などの利用を考慮しつつ、里山の暮らし体験、自然観察など様々な活動を想定し、将来的には、プレーパークとしての活用を段階的に検討していくものとする。
○市民ワークショップでは、竹灯ろうや竹楽器づくり、散策やウォーキングイベント、タケノコを使った食のフルコースメニュー考案、竹を使った遊び、愛知県立芸術大学の学生によるコンサートの開催、フィールドアスレチック、市のイベントを開催するなどの活用が提案されている。
○将来的には、おとなも気軽に参加できる「おとな塾」の活動展開も検討する。

コラム

プレーパークとは

プレーパークは、従来型の公園と違い、禁止事項をできるだけ少なくし、自分の責任で自由に遊ぶことを基本とした子どもの遊び場である。東京都世田谷区の羽根木プレーパークがオープンして、この言葉が広く知られるようになった。子どもの安全の確保のために、プレーリーダーと呼ばれる指導員を置くこともある。地域住民やボランティアで自主運営している場合も多い。

＜活動拠点施設の整備＞

○平成こども塾周辺においては、複数の団体による市民活動が考えられるため、体験、交流及び学習など、様々な活動に利用できる施設が必要となる。また、「おとな塾」の拠点としても検討される。

○活動拠点施設の整備は、地区の管理運営団体や市民活動団体などとの協議、役割、機能、規模などについて検討していく必要がある。

○「木望の森」への現状の交通手段は、近くに居住する市民以外は自動車・自転車などに限られる。将来、来訪者が増加する場合は、周辺に駐車スペースを増やす必要がある。

○多くの人が里山を体験し、自然に親しめるようにするため、既存の小道を活かした散策路や、地形を生かした眺望櫓（やぐら）などの整備について検討する。

○子どもから高齢者まで誰もが利用できる環境に配慮し、「木望の森」及び周辺では、わかりやすい案内サインや多機能トイレなどの整備について検討する。

○「第５次長久手市総合計画」においては、「学習館」を位置づけていることから、学習機能を含めて検討していく。

＜里山の管理運営団体の組織化＞

○現在、松杁・東山地区の管理運営を行う団体は存在しない。そのため、里山の活用方策について、ワークショップ等により検討を重ねつつ、イベントなどにより試行的に里山活用を促進する。

○イベント等の企画・運営を通して発掘・育成した人材をもとに、管理運営団体の組織化を目指す。

荒れた竹林の間伐

【松杁・東山地区の整備イメージ】

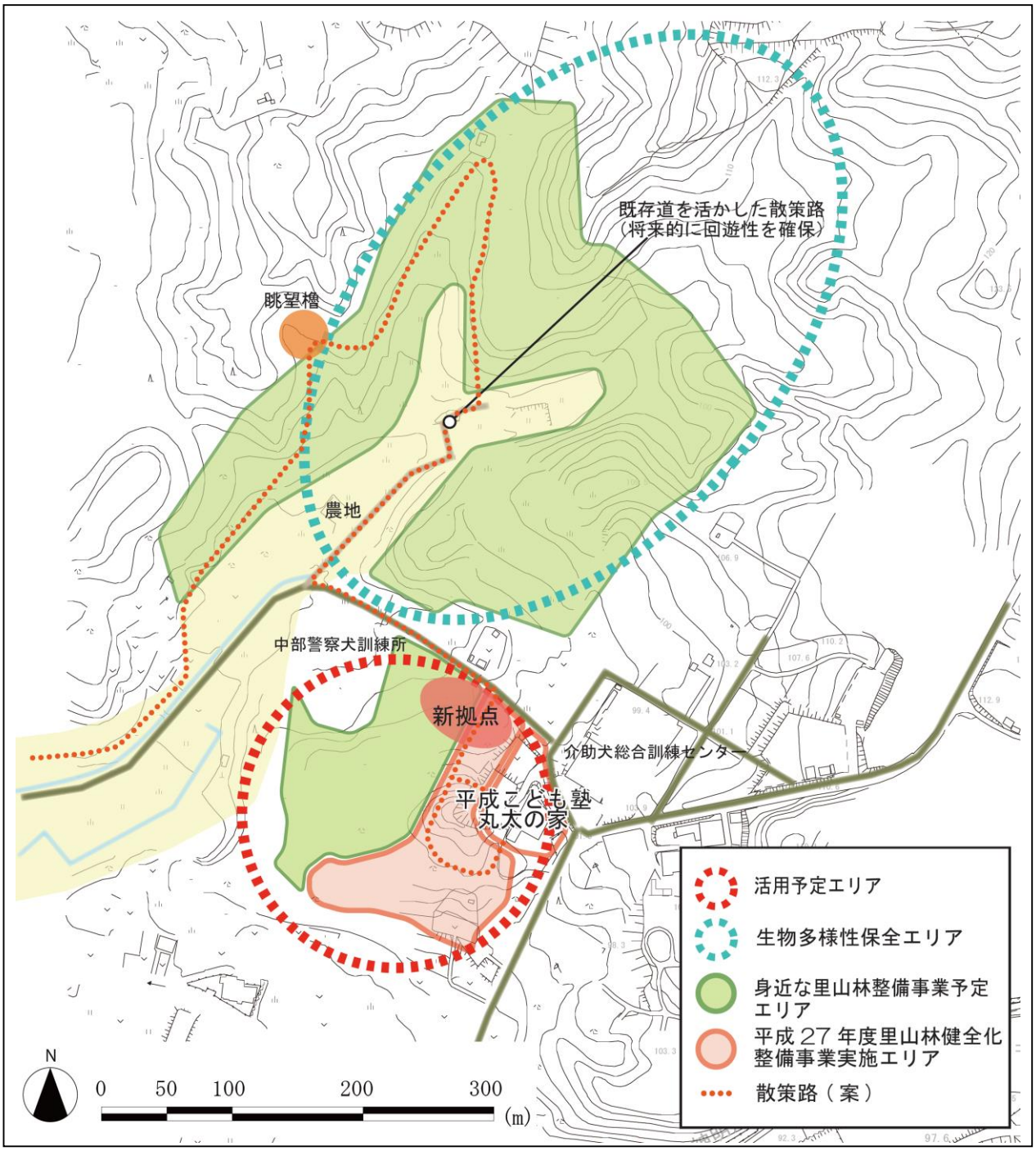

④今後の展開

「木望の森」の展開イメージ

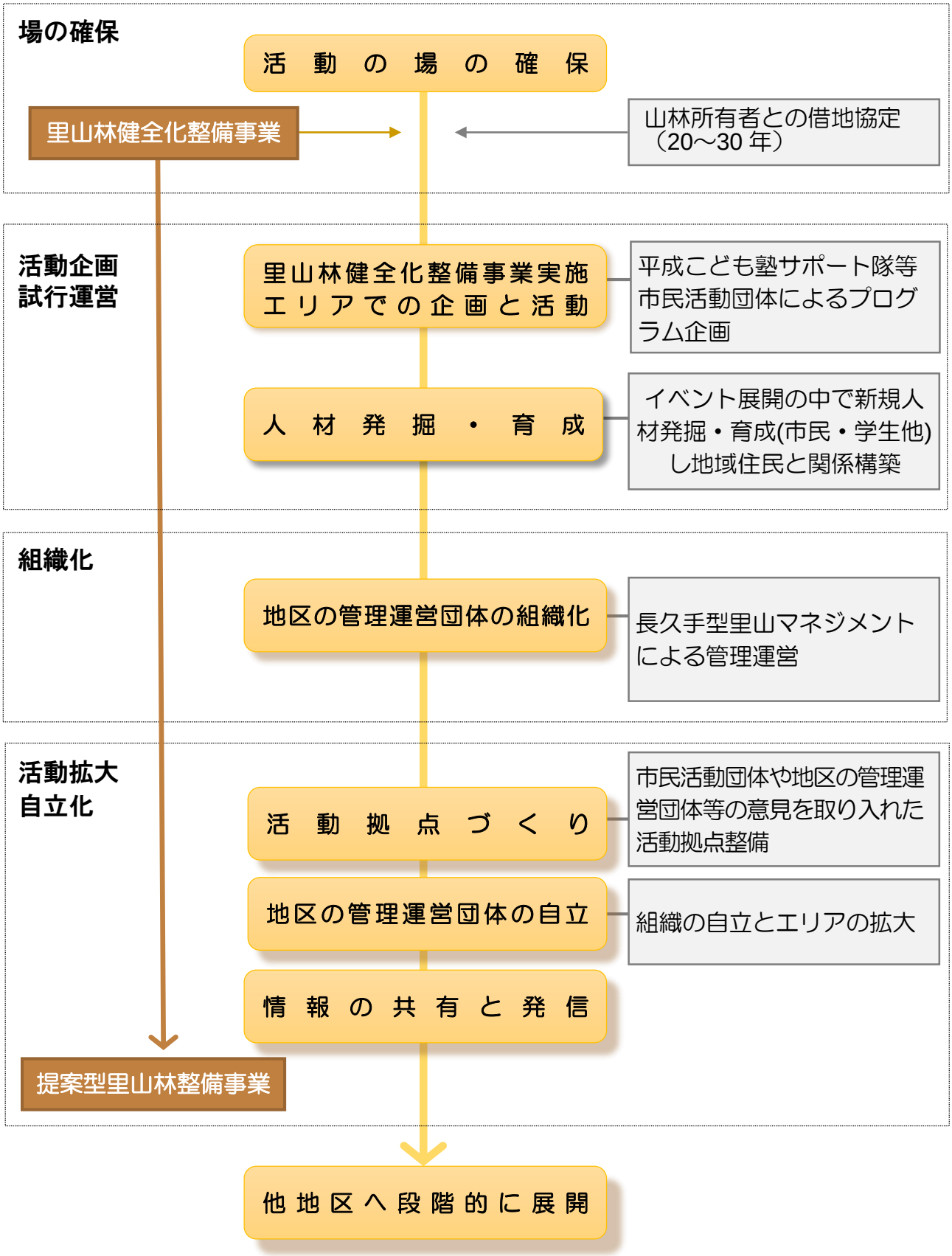

１２．今後のスケジュール

①第１ステップ（５年程度）

○長湫南部ほとぎの里緑地については、引き続き市民活動団体による里山の保全管理を進め、先行モデルとして管理・運営方法や活動展開を他地区の参考とする。また、近隣市町の先進事例を学ぶ見学会を実施する。

○平成こども塾周辺の「木望の森」における身近な里山林整備事業の実施と、そのエリアを活用した事業を市民主体で展開し、新たな人材の発掘と育成を進めつつ、管理運営団体の組織化を進める。また、市民活動の拡大に応じて、新たな活動拠点施設の整備について検討する。

○市内の既存施設と連携し、市民及び市外への情報発信の充実・強化を図る。

②第２ステップ（６～１０年程度）

○「木望の森」の整備方法を民有林活用のモデルとして、土地所有者などの同意を得られる地区に拡大する。

○イベントなどを通した人材の発掘・育成により、地区の管理運営団体の組織づくりを進め、「あいち森と緑づくり事業」交付金などを活用しつつ、里山整備を他地区へ展開する。また、次に保全・活用が検討される地区について、整備の方向についての検討を進める。

○里山の管理・運営団体が複数組織化された段階で、全市的な協議会等の設立を検討する。

③第３ステップ（１０～２０年程度）

○全市的な協議会が中核組織として里山管理運営の受け皿となり、他の地区の保全・活用を進めていく。

○土地所有者や地域住民の協力を得て、里山の保全・活用を他の地区に展開する。

【保全・活用の展開イメージ】

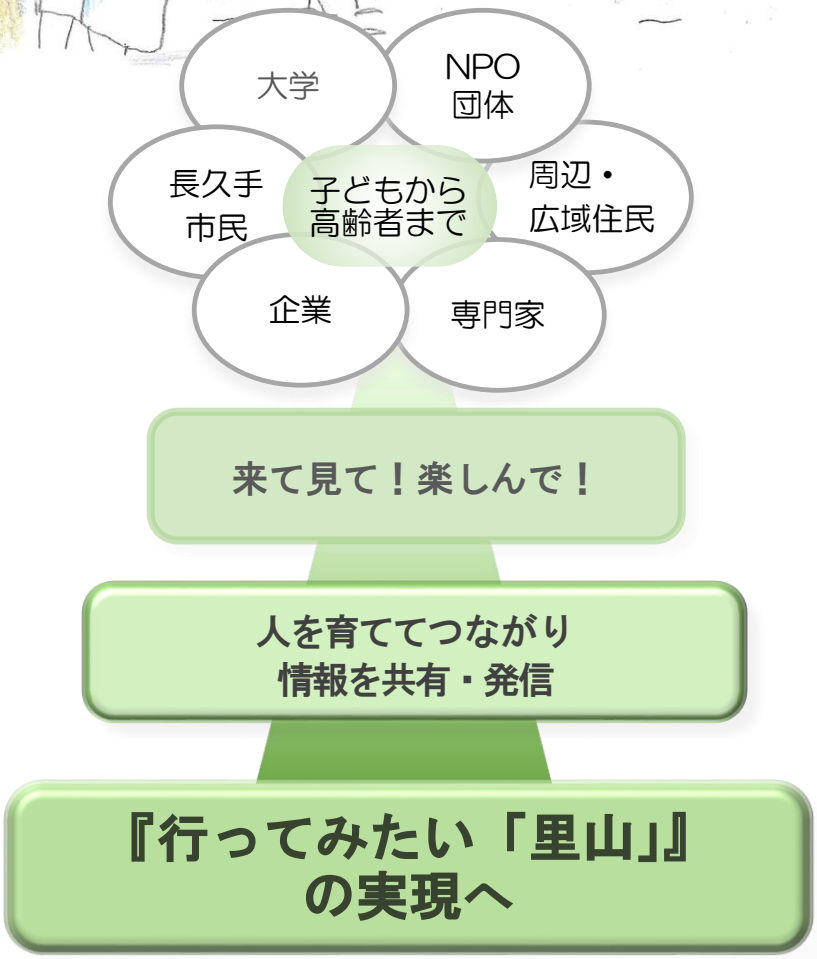

資料編　資料１　山林所有者アンケート結果

1. 調査概要

調査対象：平成２７年５月２０日現在、市内に山林を所有している方　1,８００名
抽出方法：固定資産台帳から無作為抽出
調査方法：郵送（共有名義の方は代表者に送付）
調査時期：平成２７年８月１日から８月１７日
回 収 数：1,０１８通（回収率５６．６%）

２．調査結果

回答者の属性

【性 別】

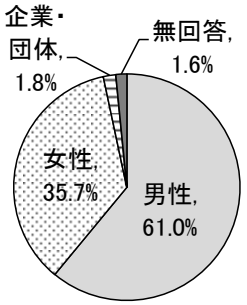

【年 代】

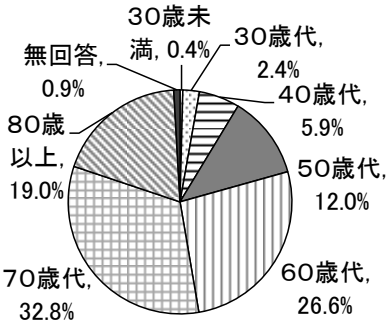

【居住地】

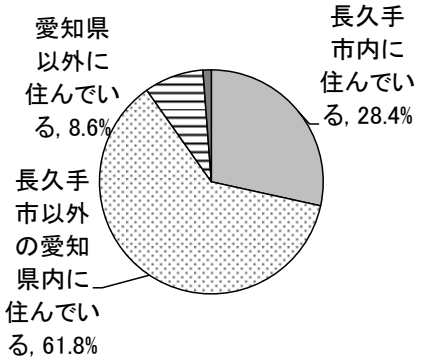

所有している山林の状況

【所在地】

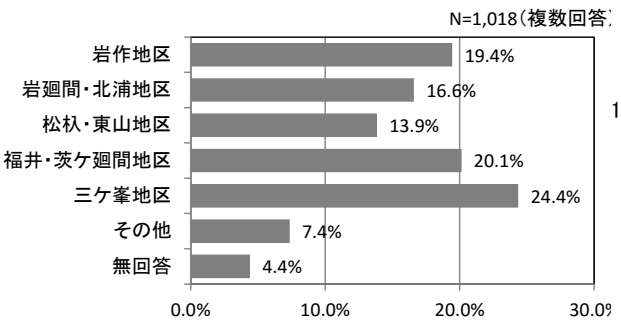

【面　積】

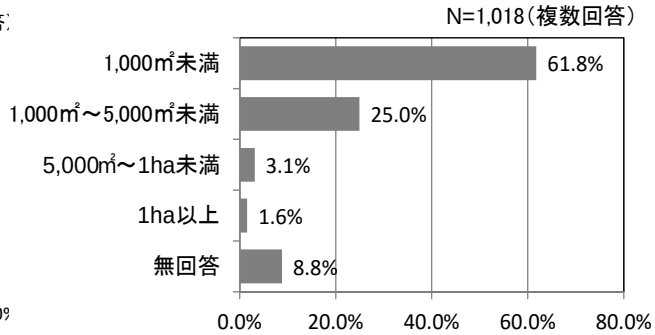

【樹　種】

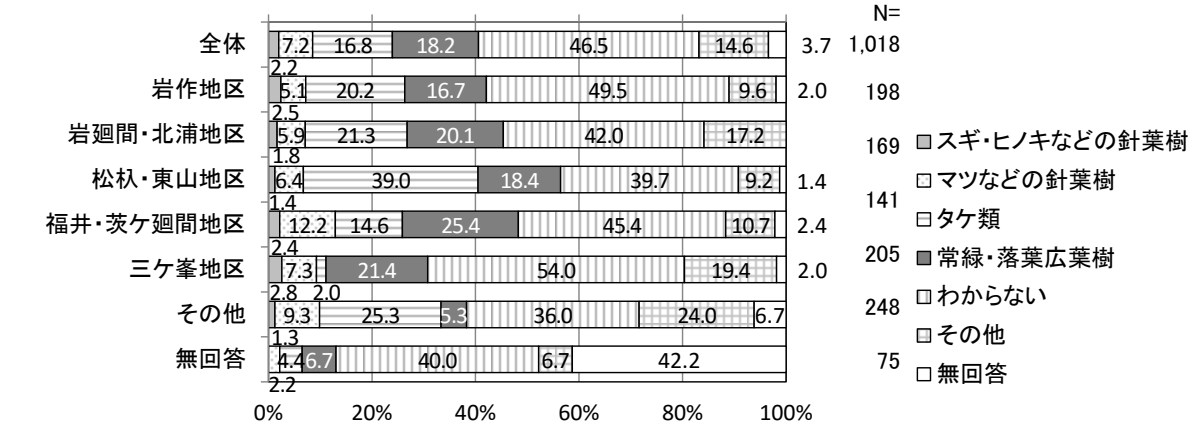

維持管理状況

【現 在】

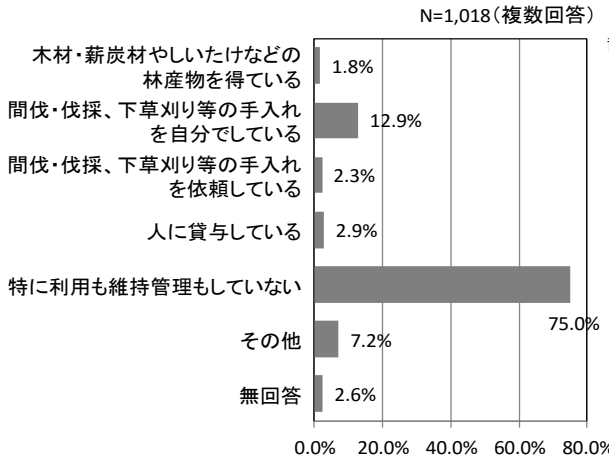

【今 後】

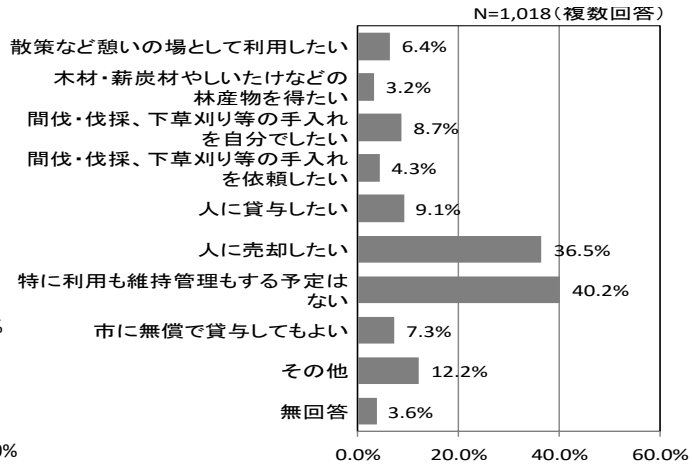

今後の意向

【今後の維持管理と居住地】

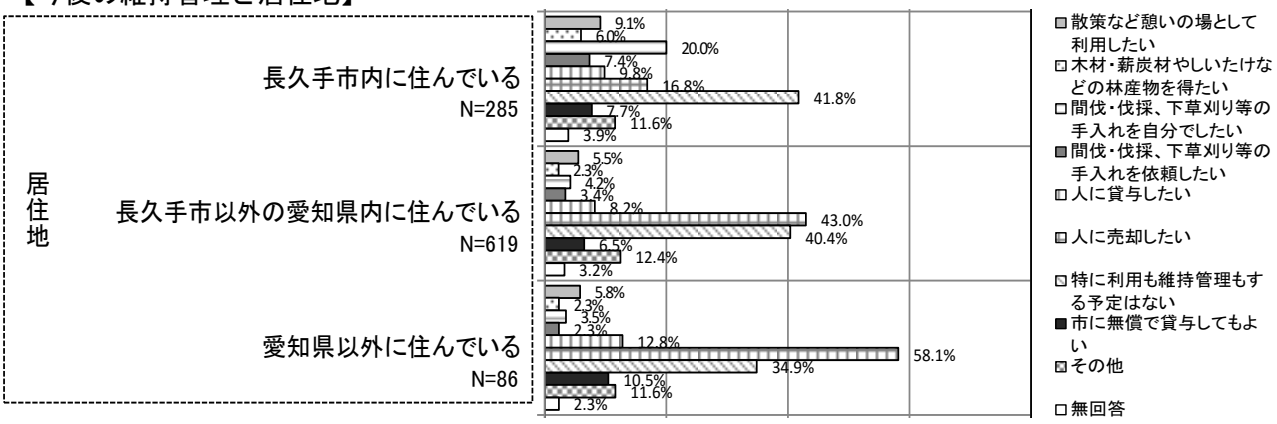

【自由意見】

意　見　分　類		意見数
1．里山プランについて	1－1　里山の保全	20
	1－2　里山の維持管理	11
	1－3　事業・取組みの提案	12
	1－4　協力したい	14
	1－5　その他里山プラン全般について	25
2．税金について	2－1　税金について	9
3．所有している山林について	3－1　山林の現状	15
	3－2　産業廃棄物への対応	4
4．里山以外の活用について	4－1　畑として利用したい	5
	4－2　宅地として利用したい	8
5．開発について	5－1　開発してほしい	28
	5－2　道路整備	7
6．売却の意向	6－1　土地を売却したい	19
	6－2　市による購入希望	12
7．その他	7－1　その他	16
	事務連絡	5
計		210

- 所有者属性では、市外・県外が 70%を占め、面積規模は 1,000 ㎡未満が 60%強となる
- 特に維持管理をしていない人が 75%であり、所有地の樹種も半数がわからない
- 今後についても、維持管理をする予定のない人が 40%、売却意向も 37%となる
- 特に売却意向は、市外・県外での土地所有者が特に多い
- 今後の協力意向は全体で 45%となり、約 40%弱は条件付きの協力意向となる
- 地区別協力意向では、ほとんど差はないが、わずかに東山地区が他地区より数ポイント高く、いずれも 50%を超える

資料２　里山プランの策定経過

■山林所有者アンケート

実施時期	平成 27 年７月～８月
対　　象	長久手市内に山林を所有している方 1,800 名
内　　容	山林の現状、今後の意向などについてのアンケート（郵送）

■市民活動団体ヒアリング

実施時期	平成 27 年７月～８月
対　　象	炭やき紅蓮隊、ながくて里山クラブ、長久手みなみ里山クラブ、 平成こども塾サポート隊
内　　容	市民団体の活動状況、今後の活動の方向などについてヒアリング

■庁内ヒアリング

実施時期	平成 27 年８月
対　　象	産業課、生涯学習課、環境課
内　　容	里山及び里山整備に関連する部署の既存の計画や取組み状況をヒアリング

■ワークショップの開催

実施時期	平成 27 年９月～同年 12 月毎月１回、計４回開催
対　　象	公募市民 19 名および市職員
内　　容	○第１回 日　時：平成 27 年　９月 10 日（木） テーマ：長久手市の里山の現状と課題について ○第２回 日　時：平成 27 年 10 月 18 日（日） 内　容：現地見学（長湫南部ほとぎの里緑地、三ケ峯、平成こども塾周辺） ○第３回 日　時：平成 27 年 11 月 12 日（木） テーマ：里山の保全・活用の方向と方策について ○第４回 日　時：平成 27 年 12 月 10 日（木） テーマ：里山保全・活用の推進方策と市民協働のあり方や仕組みについて

■地元交流会

実施時期	平成 28 年１月 23 日（土）
場　　所	平成こども塾
内　　容	・平成こども塾周辺の竹林伐採 ・地域住民の意見聴取 ・地域住民、平成こども塾を利用する子ども達及びワークショップメンバーとの交流会

■長久手市みどりの推進会議

実施時期	平成 27 年8月 31 日（月）
場　　所	長久手市エコハウス
内　　容	・里山保全・活用について

実施時期	平成 28 年2月1日（月）
場　　所	長久手市エコハウス
内　　容	・里山プラン（案）について

■パブリックコメント

実施時期	平成 28 年 2 月 16 日（火）から平成 28 年 3 月 16 日（水）まで
内　　容	・長久手市里山プラン（案）について

資料３　市民及び職員ワークショップメンバー

○公募市民

浅井　聡司	飯田　正行
金田　陽行	鬼頭　一利
中尾　真也	野田　猛
羽澄　美枝子	舟越　信三
松井　学	水岡　惠子
水野　浩	村瀬　宏
森山　輝久	山﨑　隆志
山本　康弘	與語　雅臣
横田　浩臣	吉田　日勝
吉田　初美	

○職　員

伊藤　愁	福祉施策室	児玉　剛	環境課
鈴木　明伸	生涯学習課	都築　康成	産業課
長谷川　礼菜	たつせがある課	平岡　優一	政策秘書課
山田　克仁	経営管理課	吉田　学	都市計画課

（それぞれ 50 音順）

資料４　保全緑地制度

緑地保全制度の概要

制度名	特別緑地保全地区	緑地保全地域	市民緑地
根拠法令	都市緑地法		
内　容	都市の歴史的・文化的価値を有する緑地や、生物多様性の確保に配慮した街づくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地などを保全	無秩序な市街化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保などの観点から、一定の土地利用との調和を図りつつ、適正に保全	まとまった樹林地について市町村などが土地所有者と使用貸借契約を締結し、市民に開放
市民供用	―	―	有り
管理者	所有者	所有者	市町村　又は 緑地管理機構
指定要件	一無秩序な市街地化、公害又は災害の防止のため必要なもの 二伝統的又は文化的な意義を有するもの 三地域住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの	一無秩序な市街地化、公害、災害の防止のため、適正に保全が必要なもの 二地域住民の健全な生活環境を確保するため、適正に保全が必要なもの	都市計画区域内
	面積要件なし	相当規模の土地	300 ㎡以上
指定期間	都市計画変更されるまで	都市計画変更されるまで	５年以上
行為規制	許可	届出	契約で定める
	・建築物その他の工作物の新築、改築など ※買入れ申出制あり ※損失補償あり	・建築物その他の工作物の新築、改築など ・宅地の造成など ・木竹の伐採　　など	・枝打ちなど樹木などの維持・管理に関する事項 ・市民緑地の供用に関する事項　　など
罰則など	６月以上の懲役または 30 万円以下の罰金	30 万円以下の罰金	契約で定める
税制優遇	相続税８割評価減 固定資産税など 1/2 評価減 譲渡所得 2000 万円控除	なし	相続税２割評価減 （契約が 20 年以上）
支援など	施設整備 1/2（国補助） 用地取得 1/3（国補助）	なし	施設整備 1/2（国補助）
その他	78 都市 493 地区で名古屋市は名古屋城や東山公園、歴史的神社等の緑を指定 管理協定制度、市民緑地制度との重複指定可能	管理協定制度、市民緑地制度との重複指定可能	43 都市 180 地区名古屋市では数か所 名古屋市においては減免条例により固定資産税などが減免されている

緑地保全制度の概要

制度名	管理協定	緑地協定	緑地管理機構
根拠法令	都市緑地法		
内　容	市町村などが、土地の所有者などと協定を結び、緑地の管理を行うことができる	土地の所有者及び借地権などを有する者の全員の合意により緑地の保全に関する協定を締結できる	民間団体や市民による自発的な緑地保全の取り組みを推進するため、一定の能力を有する一般社団法人などが市民緑地の管理などを行うことができる
市民供用	―	―	―
管理者	市町村など	土地所有者など	―
指定要件	緑地保全地域内 又は 特別緑地保全地区内	都市計画区域内	一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人
	―	相当規模の一団の土地	―
指定期間	5 年以上 20 年以下	5 年以上 30 年未満	―
行為規制	―	協定で定める	―
	―	・管理に関する事項	―
罰　則	協定で定める	協定で定める	―
税制優遇	なし	なし	譲渡所得 2000 万円控除
支援など	施設整備 1/2（国補助）	なし	―
その他	千葉県松戸市に２事例	全国で 1,615 件、うち県内 15 件、名古屋市３件	県内では（公財）名古屋市みどりの協会

緑地保全制度の概要

<table>
<tr><th>制度名</th><th>地区計画による緑地保全</th><th>風致地区</th><th>開発許可</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>都市緑地法</td><td colspan="2">都市計画法</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td>市町村が条例を定め、地区計画の区域内の緑地について、特別緑地保全地区と同様の行為許可を課すことができる</td><td>良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める</td><td>道路、公園、広場などの公共の用に供する空地を、環境の保全上、災害の防止上などで支障がないような規模及び構造で適当に配置する</td></tr>
<tr><td>市民供用</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>管理者</td><td>土地所有者</td><td>土地所有者</td><td>市町村</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定要件</td><td>市町村が判断して定める</td><td>－</td><td>開発区域 0.3ha 以上</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>－</td><td>開発区域の 3%以上を公園として提供</td></tr>
<tr><td>指定期間</td><td>地区計画による</td><td>都市計画変更されるまで</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行為規制</td><td>許可</td><td>許可</td><td>－</td></tr>
<tr><td>・建築物その他の工作物の新築、改築など
・宅地の造成など
・木竹の伐採　　など</td><td>＜名古屋市の場合＞
建ぺい
緑地率
保存緑地
特 1：3/10
3/10
4/10
1 種：3/10
3/10
2/10
2 種：4/10
3/10
2/10</td><td>－</td></tr>
<tr><td>罰　則</td><td>30 万円以下の罰金を定めることができる</td><td>名古屋は 50 万円以下の罰金</td><td>－</td></tr>
<tr><td>税制優遇</td><td>なし</td><td>なし</td><td>－</td></tr>
<tr><td>支援など</td><td>なし</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>H25 で 11 地区増の 80 地区・約 1,005ha
名古屋市では現在 8 地区で名古屋大学他東部丘陵で多い</td><td>全国各都市で実績
名古屋市では固定資産税などが 3%または 5%評価減されている</td><td>全国各都市で実績</td></tr>
</table>

緑地保全制度（参考事例）

制度名	横浜市	名古屋市
	市民の森	オアシスの森
根拠法令	緑の環境をつくり育てる条例 市民の森設置事業実施要綱	オアシスの森づくり実施要綱
内　容	山林所有者との契約により市民の憩いの場として緑を守り育て、利用する 樹林地と一体となった農地についても対象とする	都市計画公園･緑地内の樹林地などを早期に市民の憩いの場として公開する （都市計画公園・緑地の計画区域内の未整備樹林地などを対象にしている）
市民供用	有り	有り
管理者	土地所有者	土地所有者
指定要件	・市内全域 ・公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	都市計画公園・緑地の主に樹林地によって形成されている一団の土地のなかで、散策路や眺望点などの整備により、市民利用に供するに適合していると認められる区域
	概ね 2ha 以上	面積要件なし
指定期間	10 年以上	５年間（更新あり）
行為規制	契約に基づく禁止	禁止
	開発及び土地の形質の変更など	・木竹の伐採又は損傷 ・建築物の建築その他工作物の建設 ・土地の造成、又は開墾、土石の採取その他の土地形質の変更 ・水面の埋立て又は干拓　　など
罰　則		―
税制優遇	固定資産税など減免	・固定資産税などが非課税
支援など	緑地育成奨励金 30 円／㎡ 継続一時金 300 円／㎡	・年間 30 円/㎡の奨励金
その他	41 地区、約 500ha で実績 条例　昭和 48 年 要綱　平成 ８年	猪高緑地、相生山緑地など６地区で実績

長久手市里山プラン
平成 28 年３月　発行／長久手市
愛知県長久手市岩作城の内６０番地１
（〒480－1196）　長久手市建設部都市計画課
電話 0561－63－1111　FAX0561－63－2100